

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇条例 高等学校の教育職員に対する産業教育手当の支給に関する条例
- ／鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正
- ／低所得者に対する医療費貸付事業の補助に関する条例
- ／鳥取県調理師条例の一部改正
- ／鳥取県漁港管理会設置条例
- ／農業共済団体检査規則の一部改正
- ◇規則 医療機関の指定
- ◇告示 基本測量の終了
- ◇規則 土地改良事業の認可
- 土地改良区役員の就任
- 土地改良区の定款変更
- 土地改良事業の認可
- 土地改良区の定款変更
- 土地改良事業の認可

土地改良区の役員の就任
土地改良区の設立認可
医師の指定取消

条 例

高等学校の教育職員に対する産業教育手当の支給に関する条例をここに公布する。

昭和三十二年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十二号

高等学校の教育職員に対する産業教育手当の支給に関する条例

（この条例の目的）

第一条 この条例は、高等学校において農業又は水産に係る産業教育に従事する教育職員に対して支給する産業教育手当に関する事項を定めることを目的とする。
（定義）

第二条 この条例において「教育職員」とは、教諭、助

教諭又は常時勤務に服することを要する講師をいう。

第五条 この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(産業教育手当の支給)

附 則

第三条 産業教育手当は、農業又は水産に關する課程を置く高等学校の教育職員で高等学校の農業若しくは農業実習又は水産若しくは水産実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)附則第二項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五百十八号)附則第二項から第四項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産又は水産実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。)が当該農業又は水産に關する課程において、実習を伴う農業又は水産に關する科目を主として担任する場合に支給する。

(産業教育手当の額)

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十二年十二月二十四日
鳥取県知事 遠 藤 茂

第四条 前条に規定する産業教育手当の月額額は、当該教育職員の給料月額に百分の七を乗じて得た額とする。

(委任)

鳥取県条例第四十三号
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ關スル条例の一部を改正する条例
スル条例の一部を改正する条例
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ關スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。
第十一条ノ二に次の一項を加える。
第一項ノ規定ハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十

七号)第二百五十二条の十七第一項ノ規定ニ基キ派遣サレタル県吏員等ノ派遣ヲ受ケタル普通地方公共団体ニ勤務シタル期間ニツイテハ之ヲ適用セス
附 則
この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年十一月一日から適用する。

低所得者に対する医療費貸付事業の補助に關する条例をここに公布する。
昭和三十二年十二月二十四日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十四号

低所得者に対する医療費貸付事業の補助に關する条例

(目的)

第一条 この条例は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十六条第一項の規定に基き、低所得者に対する医療費貸付事業(以下「医療費貸付事業」

という。)の補助に關して必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の方法)

第二条 知事は、社会福祉法人であつて医療費貸付事業を経営する社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に対し、その医療費貸付事業に必要な貸付資金及び事務費について、予算の定める範囲内で補助金を交付することができる。

(補助の条件)

第三条 知事は、前条の補助金(以下「補助金」という。)を交付する際には、医療費貸付事業の実施に關する業務の方法については、別記の基準によること。

一 貸付の对象者、医療の内容、貸付の条件等貸付に關する業務の方法については、別記の基準によること。
二 貸付資金運営の大綱並びに貸付の決定、延滞利子の免除及び償還期間の延長の決定については、關係行政機關の職員、民生委員、医師その他学識経験者

をもつて構成する医療費貸付資金運営委員会にはか
ること。

三 医療費貸付事業について特別会計を設けること。

四 貸付金に伴う利率のうちから、知事が別に定める
一定の率によつて算定する額を欠損補てん金として
積み立てること。

五 医療費貸付事業を廃止したときは、知事が別に定
めるところにより補助金（事務費を除く。）を返還
すること。

（申請手続）
第四条 社会福祉協議会が補助金の交付を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 医療費貸付事業計画書
- 二 医療費貸付事業資金所要額調査書
- 三 医療費貸付事業資金收支予定調査書
- 四 社会福祉協議会予算書

（使用制限）

第五条 補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、その

補助金を補助の目的以外に使用してはならない。

（補助金の返還）

第六条 知事は、補助金の交付を受けた社会福祉協議会
が補助金の使用について、次の各号の一に該当する場
合には、補助金の交付を取り消し、又はその全部若し
くは一部の返還を命ずることができる。

- 一 第三条に規定する補助の条件に違反したとき。
- 二 第五条の規定に違反したとき。

（報告書の提出）

第七条 補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、医療
費貸付事業について、事業年度ごとの貸付業務成績書、
特別会計歳入歳出決算書、事務費歳入歳出決算書その
他事業の実施状況に関する報告書を知事に提出しなけ
ればならない。

（委任）
第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が別
に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別 記

一 医療費貸付資金の貸付基準

貸付対象者

この資金の貸付の対象者は、低所得者であつて次の各
号に該当する者とする。

- （一） 傷いを受け、又は疾病にかかつていて、六月以内
に治癒すると認められる者
- （二） 傷い又は疾病を治療している期間中の収入状況で
は、医療費の支払が不可能であると認められる者
- （三） この資金により貸付を受けた額を五年以内で返済
し得ると認められる者

二 医療の内容等

（一） 医療の内容

この資金の貸付の対象となる医療の内容は、健康保
険の例によるものとする。

（二） 医療機関

この資金の貸付を受けようとする者は、原則として
社会保険又は生活保護法の診療担当機関について診
療を受けるものとする。

三 貸付の条件

（一） 貸付限度 五万円以内とする。

（二） 貸付利率

年三分とする。ただし、すえ置期間中
は無利率とする。

（三） 償還期間

すえ置期間終了後五年以内とする。ただし、貸付期
間の十倍を超えないものとし、この場合一月の償還
金額が千円を超えないときは、千円を超えないように
期間を延長することができる。

（四） すえ置期間

六月以内とし、始期は、最終の貸付金の交付を受け
た日とする。

（五） 償還方法

年賦、半年賦又は月賦の方法によるものとする。

（六） 延滞利子

貸付金の貸付を受けた者が支払期日までに償還金を
支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の
日までの日数に應じ、その延滞した元金百円につき
一日三銭の割合で計算した延滞利子を徴収する。た
だし、災害その他やむを得ない事情があると認めら
れるときは、延滞利子の全部又は一部を免除するこ
とができる。

（七） 保証人

1 資金の貸付を受けようとする者は、保証人一人
以上をたてるものとする。

2 保証人は、資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担する。

鳥取県調理士条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十五号

鳥取県調理士条例の一部を改正する条例

鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この条例でふぐ調理士とは、知事が行うふぐ調理士試験に合格しその免許を受けた者をいう。

第三条第一項中「前条の調理士試験（以下「試験」という。）を「前条第一項の調理士試験」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「試験は」の上に「前条第一項の調理士」を加え、同項を同条第三項とし、同

条第一項の次に次の一項を加える。

2 ふぐ調理士試験を受けることができる者は、前条第一項の規定による調理士でなければならぬ。

第三条に次の一項を加える。

4 前条第二項のふぐ調理士試験は、ふぐ調理士として必要な知識及び技能について毎年一回行うものとする。

第四条第一項中「調理士の免許は、」を「調理士及びふぐ調理士の免許は、それぞれの」に改め、「調理士名簿」の下に「又はふぐ調理士名簿」を加え、同条第二項中「調理士免許証」の下に「又はふぐ調理士免許証」を加える。

第五条本文中「調理士」の下に「（ふぐ調理士を含む。）」を加え、同条第三号中「六箇月」を「一箇年」に改める。

第六条中「知事は、調理士」の下に「又はふぐ調理士」を加え「調理士の名称の使用を」を「ふぐの調理業務に従事することを」に改める。

第七条中「または場所」を削り、同条に次の三項を加

える。

2 ふぐを調理して、これを販売又は授与しようとする者は、専任のふぐ調理士を置き、知事に申請して認証を受けなければならない。

3 前項の認証を受けた者は、その旨を表示しなければならない。

4 第二項の認証申請書記載のふぐ調理士を変更したとき、その他認証事項に変更のあつたときは十日以内に知事に届け出なければならない。

（調理士の義務）

第八条 ふぐ調理士は、ふぐの調理に従事するときは、免許証を携帯していなければならない。

2 調理士は、常に衛生知識の修得並びに調理技能の向上に努めるとともに、その調理が公衆の衛生並びに食生活の向上に寄与するようにしなければならない。

3 調理士は、本籍及び氏名に変更があつたときは一箇月以内に知事に届け出なければならない。

4 調理士は、毎年一回以上保健所が行う健康診断を受けなければならない。

（名称の使用禁止等）

第九条 調理士又は、ふぐ調理士でない者は、調理士若しくはふぐ調理士の名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 ふぐ調理士でない者は、ふぐ調理に従事してはならない。ただし、第七条の規定により認証を受けた施設において、その専任のふぐ調理士の立会のもとに、そのさし図を受けてふぐの調理に従事するときはこの限りである。

（手数料）

第十条 試験、免許、認証又は免許証若しくは認証書の再交付若しくは書換交付を受けようとする者は、それぞれ次の各号に定める手数料を納付しなければならない。

- 一 調理士試験手数料 二百円
- 二 調理士免許手数料 二百円

三 調理士免許証再交付又は書換手数料 五十円
 四 ふぐ調理士試験手数料 五百円
 五 ふぐ調理士免許手数料 五百円
 六 ふぐ調理士免許証再交付又は書換手数料 百円
 七 認証手数料 二百円
 八 認証書再交付又は書換手数料 五十円

(罰則)
 第十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金または科料に処する。
 一 第六条の規定による停止命令に違反してふぐ調理の業務に従事した者
 二 第七条第二項の規定に違反した者
 三 第九条第二項の規定に違反した者
 第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。
 第十二条 第九条第一項の規定に違反した者は、三千元以下の罰金又は科料に処する。
 附則第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和三十三年六月一日から施行する。
 2 この条例による改正後の条例(以下「新条例」という。)第三条の規定によるふぐ調理士の試験の施行、新条例第四条の規定によるふぐ調理士の免許の登録及び免許証の交付新条例第七条の規定による認証並びに新条例第十条第四号から第八号までの手数料の徴収はこの条例の施行の日前において行うことができる。
 3 他の都道府県において、ふぐ調理士の免許を受けた者は、第二条第二項に規定する試験に合格した者とみなす。

鳥取県漁港管理会設置条例をここに公布する。
 昭和三十二年十二月二十四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂
 鳥取県条例第四十六号
 鳥取県漁港管理会設置条例
 (設置)

第一条 漁港管理者の諮問に応じ、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議するため漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第二十七条第一項の規定に基づき、網代漁港及び境漁港にそれぞれ網代漁港管理会及び境漁港管理会(以下「漁港管理会」という。)を置く。
 (委任)
 第二条 漁港法に定めるものの外、漁港管理会の運営に關し必要な事項は、知事が別に定める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

規 則

農業共済団体検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十六号

農業共済団体検査規則の一部を改正する規則
 農業共済団体検査規則(昭和二十七年七月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。
 別表中「第79条」を「第79条の2から第142条の4まで」に改める。
 「第142条」を「第142条」に改める。
 附 則
 この規則は、昭和三十三年一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百八十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定にもとずき指定医療機関として次のものを指定した。
 昭和三十二年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

指定年月日 名 称 所在地 管轄保健所名

昭和三十三年 名島外科医院 倉吉市東岩倉町 倉吉保
十二月十九日 二、二、三六 健所

鳥取県告示第六百八十三号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十三年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 作業の種類 基本測量(重力測量)
- 一 作業地域 鳥取県内
- 一 終了月日 昭和三十三年十一月三十日

鳥取県告示第六百八十四号

松尾溜池土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同

法第十条第一項の規定により、昭和三十三年十二月十三日認可した。

昭和三十三年十二月二十四日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、大元土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十三年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

就任した役員の名及び住所

- | | | |
|-----|---------|------------|
| 理 事 | 桑 本 吉太郎 | 東伯郡東伯町大字丸尾 |
| " | 杉 本 貴明 | " |
| " | 桑 本 万藏 | " |
| " | 椎 木 功 | 保 丸尾 |
| " | 桑 本 義藏 | " |
| " | 桑 本 豊徳 | 保 |

- | | | |
|-----|---------|-------|
| " | 渡 辺 鉄市 | 徳方 丸尾 |
| " | 垣 内 伊太郎 | " |
| " | 山 根 勝美 | " |
| 監 事 | 田 中 隆 寿 | 徳方 丸尾 |
| " | 秋 山 辰太郎 | " |

鳥取県告示第六百八十六号

大沢土地改良区から申請のあつた定款の変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、昭和三十三年十二月十八日認可した。

昭和三十三年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百八十七号

志津土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第

十条第一項の規定により、昭和三十三年十二月九日認可した。

昭和三十三年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百八十八号

宇田川土地改良区から申請のあつた定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、昭和三十三年十二月十八日認可した。

昭和三十三年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百八十九号

西伯郡会見町大字田住小林広次ほか四十八人から申請のあつた共同で施行しようとする土地改良事業について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定によ

00214

診療科名	氏 名	住 所	取 消 理 由
外 科	山 名 勝	日野郡根雨町日野病院内	山口県に転出
整 形 外 科	足 羽 敏 行	溝口町	岡山県
耳鼻いんこう科	宮 本 正 明	鳥取市吉方県立中央病院内	神戸市
外 科	亀 苔 武 三	瓦町	京都市
内 科	杉 谷 彰	西町鳥取赤十字病院内	奈良県
外 科	山 尾 正 人	岩美郡国府町国立鳥取療養所鳥取病院内	廃業
外科、整形外科	石 川 一 郎	鳥取市吉方県立中央病院内	京都府に転出
耳鼻いんこう科	野 田 文 男	倉吉市越殿町厚生病院内	死亡
外科、整形外科	北 岡 信 親	明治町	鳥根県に転出
耳鼻いんこう科	渡 部 哲 三 郎	米子市西町三六一鳥取大学医学部附属病院内	兵庫県
〃	梶 川 修	〃	〃

00213

り、昭和三十二年十二月九日認可した。	田 中 秀 雄
昭和三十二年十二月二十四日	堀 江 宗 市
鳥取県知事 遠 藤 茂	監 事 灘 尾 英 雄
	松 本 寿 巳
鳥取県告示第六百九十号	
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条	鳥取県告示第六百九十一号
第十項の規定により八橋中央土地改良区から次のように	日野郡江府町大字俣野宮本知衛ほか十四人の者から申請
役員が就任した旨届出があつた。	のあつた尾ノ上原土地改良区は、土地改良法（昭和二十
昭和三十三年十二月二十四日	四年法律第九十五号）第十条第二項の規定により成立
鳥取県知事 遠 藤 茂	した。
就任した役員の氏名及び住所	昭和三十三年十二月二十四日
理 事 堀 江 実 藏 東伯郡東伯町大字八橋	鳥取県知事 遠 藤 茂
若 原 聰 一 郎	
市 木 恒 寿	
林 原 三 郎	
花 本 美 雄	
中 本 德 一	
石 見 隆 平	
	鳥取県告示第六百九十二号
	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
	第十五条第一項の規定による医師の指定を次のとおり取
	り消した。
	昭和三十三年十二月二十四日